

31 環地環第 254 号

令和 2 年 3 月 16 日

各認証審査機関 御中

東京都環境局地球環境エネルギー部
環境都市づくり課長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う建材等の供給停滞による工期延伸に係る
東京ゼロエミ住宅の認証に関する工事完了検査について (通知)

平素より東京都の環境都市づくり行政にご協力いただき、ありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、建材・設備の部品 (以下「建材等」という。)の供給が滞っていることから、東京ゼロエミ住宅の建築工事において、これらの建材等の納品が遅れるため工期が延びる事態が想定されます。

このような案件については、個別の申請者からの相談に応じて、下記の事項に留意の上、工事完了検査を行っていただくようお願いします。

なお、東京ゼロエミ住宅導入促進事業における助成金の交付を行う事務を委託する公益財団法人東京都環境公社に対しても、この旨周知していることを申し添えます。

記

- 1 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い建材等の供給が滞っていることが理由で東京ゼロエミ住宅指針 (令和元年 7 月 4 日付 31 環地環第 104 号。以下「指針」という。)の表 1、表 2 及び表 3 の各基準の分類及び種類に対応する要件に適合する当該建材等が設置できず、認証事項に係る工事が完了できない場合に限り、当該建材等の設置が未完了であっても、工事完了検査申請書の提出を受け、工事完了検査を実施することができず。
- 2 前項の適用を受ける場合には、建築主から次の (1) から (4) までの事項が明記された書面の提出を受けてください。この書面に対応する参考様式を添付するため、必要に応じ使用するよう建築主に周知してください。参考様式のほか、東京ゼロエミ住宅の認証に関する要綱 (令和元年 6 月 28 日付 31 環地環第 86 号。以下「要綱」という。) 工事完了検査申請書 (別記第 7 号様式) 第 3 面 11 欄等を利用し同等の内容を申し出ること考えられるため、その場合も次の (1) から (4) までの事項が明記されていることを確認してください。
 - (1) 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い建材等の供給が滞っていることが理由

であること。

(2) 指針各表において未完了となる分類、種類、要件及び必要に応じて品番その他の建材等を特定できる情報

(3) 未設置の建材等について、納品され次第速やかに設置し、かつ当該建材等の設置に関する工事記録書の提出を行うこと。

(4) 設計確認書等に記載されたすべての内容どおりに工事が行われたのちに東京ゼロエミ住宅認証書が交付されることについて理解していること。

3 工事完了検査において、工事が完了している部分については要綱第17条各項に基づき工事完了検査を行ってください。

設置が未完了である建材等にあつては、設置後速やかに当該建材等の設置に関する工事記録書の提出を受けてください。

4 前項において設置が未完了であった建材等の供給に目処が立たず、当該建材等を変更（要綱第13条第1項各号に該当する変更を除き、未完了であった建材等の品番その他の特定できる情報を含む。以下同じ。）する場合は、工事記録書に提出変更図書が添付されていることを確認してください。

5 第3項及び第4項の検査及び確認の結果、設計確認書等に記載された内容通りに工事が行われたことを認めるときは東京ゼロエミ住宅認証書（以下「認証書」という。）を交付し、認証してください。

6 要綱第13条第1項各号に該当する変更該当する場合は、原則として設計変更確認審査が必要となるため、建築主に対して時間的余裕をもって対応するよう周知してください。

7 本通知は、東京ゼロエミ住宅の認証事項に係る建材等のうち、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い供給が滞っているものが対象です。認証事項に関係しない建材等についてはこれまで通り工事完了検査の対象ではないため、このような建材等の設置が未完了であることをもって、東京ゼロエミ住宅として工事が完了していないといった扱いをしないようにお願いします。

8 この取扱は当面の間行うものとします。

9 東京ゼロエミ住宅導入促進事業に関しては、東京ゼロエミ住宅導入促進事業助成金交付要綱（令和元年9月10日付31都環公地温924号。以下「交付要綱」という。）第19

条第1項により、検査済証の交付又は認証書の交付日のいずれか遅い日から30日を経過する日までに実績の報告をすることになっています。また実績の報告にあつては認証書の写しを添付することになっているため、その旨を建築主に対して周知してください。

(参考)

要綱(抜粋)

(工事完了検査の実施)

第17条 認証審査機関は、前条の工事完了検査申請書の提出を受けた後、工事完了申請に係る住宅が設計確認書等に記載された内容どおり工事が行われたことを、当該工事現場を目視し、又は計測し、工事完了検査申請書、施工状況報告書及び工事記録書により検査しなければならない。

2 前項の場合において、目視又は計測が困難なとき若しくは当該住宅が島しょに存するときは、当該工事に係る施工関連の図書の審査をもって、これに代えることができる。

交付要綱(抜粋)

(実績の報告)

第19条 助成事業者は、次に掲げる日のいずれか早い日までに助成事業実績報告書堅助成金交付請求書(別記第11号様式)及び別表第3に掲げる書類を公社に提出しなければならない。

一 建築基準法第7条第5項に規定する検査済証の交付日又は認証要綱第18条第1項に規定する東京ゼロエミ住宅認証書の交付日のいずれか遅い日から30日を経過する日

二 令和4年9月30日

2 前項の規定による提出について、天変地変その他交付申請者の責に帰すことができなると公社が認める場合は、公社が認める期限までに行うものとする。

問合せ先

(認証制度に関すること)

環境局地球環境エネルギー部環境都市づくり課
徳田、杉岡 03-5388-3515

(導入促進事業に関すること)

環境局地球環境エネルギー部地域エネルギー課
佐伯、大熊 03-5388-3533

(参考様式)

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う建材等の供給停滞による工期延伸に係る
東京ゼロエミ住宅の認証に関する工事完了検査の申出書

年 月 日

(認証審査機関) 御中

(建築主の氏名)

私が東京ゼロエミ住宅の認証に関する工事完了検査を申請する住宅については、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う建材等の供給停滞により、現時点において、一部の認証事項又は認証要件について、設計確認書等に記載された内容どおり工事が完了していません。

つきましては、下記事項を誓約しますので、一部の認証事項又は認証要件に係る工事未了での工事完了検査を実施していただきますようお願いいたします。

記

- 1 工事完了検査を申請する住宅において未完了となる指針各表の分類、種類、要件等は次のとおりです。

分類	種類	要件	品番その他の建材等を特定できる情報
(必要に応じて行を追加してください。)	(必要に応じて行を追加してください。)	(必要に応じて行を追加してください。)	(必要に応じて行を追加してください。)
(記入例) 外気等に接する開口部の断熱性能	(記入例) 窓	(記入例) 熱貫流率 2.33 以下	(記入例) 樹脂製建具、Low-E ガラス 10 ミリ、ガスの封入なし
(記入例) 設備の省エネルギー性能	(記入例) 照明設備	(記入例) 玄関の人感センサー付き LED	(提出図書等に特定できる情報がない場合があります。)
(記入例) 設備の省エ	(記入例) 暖房設備及び冷	(記入例) 主たる居室における省エ	(記入例) AA - BBB - CC -

エネルギー性能	房設備	エネルギー基準達成率 120%	DDDDD
(記入例) 断熱性能	(記入例) なし	(記入例) 外皮平均熱貫流率 0.7	(記入例) 前述の窓による。
(記入例) 設備の省エネルギー性能	(記入例) なし	(記入例) 設備機器に関する省エネルギー性能 0.7	(記入例) 前述の照明設備、暖房設備及び冷房設備による。

- 2 私は、工事未了の建材等について、納品され次第速やかに設置し、かつ当該建材等の設置に関する工事記録書の提出を行います。
- 3 私は、設計確認書等に記載されたすべての内容どおりに工事が行われたのちに東京ゼロエミ住宅認証書が交付されることについて理解しています。